

静岡県告示第470号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和4年6月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 解除予定に係る保安林の所在場所

掛川市浜野字大之浦2940の748、2940の749、2940の755、2940の757、2940の758、2940の760、2940の762、2940の768、2940の769、2940の771、2940の773、2940の774、2940の776、2940の777、2940の780、2940の785、2940の788、2940の790

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅